

平成 2 9 年

8 月 臨時会提案議案概要

8 月 2 日送付

2 議案

- ・ 条例 1 議案
- ・ 事件議案 1 議案

条例関係

所管課	内 容
税務課	<u>議案第 66 号 長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について</u> 「過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」により過疎地域の固定資産の課税免除期間が平成 31 年 3 月 31 日まで延長されたことから、「長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例」を制定するもの。 【概要】 過疎地域内において特定の事業の用に供する事業用資産を取得した場合に固定資産税の課税を免除する。 ●課税免除となる資産 次の①及び②に該当する設備に係る機械及び装置、建物又はその敷地である土地 ①平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日に取得 ②製造業・旅館業・農林水産物等販売業の用に供する減価償却資産の取得価格の合計が 2,700 万円を超える設備を新增設した場合 ●課税免除となる期間：当該資産に新たに課税される年度以降 3 年間 【施行日】 公布の日

事件関係

所管課	内 容
北部振興局 地域振興課	<u>議案第 67 号 財産の譲渡について</u> 木之本ケーブルテレビ施設を無償譲渡するため、議会の議決を求めるものです。 譲渡の相手方：三重県津市あのかつ台四丁目 7 番地 1 株式会社 ZTV 取締役社長 田村 憲司 財産の名称等：名称 木之本ケーブルテレビ施設 種類 ヘッドエンド施設 光送受信機 30 台等 伝送路施設 光ケーブル 26,300m 等 財 産 の 所 在：長浜市木之本地域内